省　令

○総務省令第三十九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十五年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額に〇・二四三三九七四八一九を乗じて得た額とする。ただし、平成二十五年度において交付すべき普通交付税の額が平成二十四年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は平成二十四年度においては普通交付税の交付を受けたが、平成二十五年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十五年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十四年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二　廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十四年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十五年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

平成二十五年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十五年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条第一項の規定にかかわらず、当該地方公共団体の平成二十四年度分の地方特例交付金の額に〇・四九二三七〇五七四三を乗じて得た額とする。ただし、平成二十五年度において交付すべき地方特例交付金の額が平成二十四年度分の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十五年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があったときにおける平成二十四年度分の地方特例交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る平成二十四年度分の地方特例交付金の額の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度分の地方特例交付金の額とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十四年度分の地方特例交付金の額は、当該廃置分合前の地方公共団体の平成二十四年度分の地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の平成二十四年度分の地方特例交付金の額は、当該境界変更前の地方公共団体に係る平成二十四年度分の地方特例交付金の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の平成二十四年度分の地方特例交付金の額は、その地方公共団体に係る平成二十四年度分の地方特例交付金の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条により各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の八第一項第四号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条第二項第二号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「する株式会社企業再生支援機構」を「する株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附則第八条中「平成二十四年度までの間」を「当分の間」に、「平成十四年度」を「平成二十四年度」に、「昭和五十八年度から平成二年度」を「平成十二年度」に、「第十二条第一号」を「第十二条第二号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○外務省令第九号

外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年六月十九日外務省令第十八号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

外務大臣　岸田　文雄